

第5号様式（第10条関係）

平成27年3月16日

四日市市長 田中俊行 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

再 苦 情 申 立 書

公告番号・入札(開札)日時等	公告番号 [ ] 又は入札(開札)日時: [ ] 執行 [ ]
工 事 名	[ ]
工 事 場 所	四日市市 [ ] 地内
<p>&lt;申立ての趣旨&gt;</p> <p>苦情申立書に対する回答書の回答内容をご教示頂き、その内容を検討させて頂いた所、監督職員と検査職員の評定点の差異の理由に疑義がある為、再度考査評定をお願いして頂きたく申請いたします。</p>	
<p>&lt;申立ての理由&gt;</p> <p>回答書にてご教示頂いた参考基準と工事成績評定書を作成する時の基準となる、考査評定判断基準の評価内容は監督職員及び検査職員(当社申請の苦情申立書の苦情内容(1)細目内容「出来形」の評価(2)細目内容「使用材料」の評価(3)細目内容「工期の履行」「達成難易度の程度」の評価)は、同じと考えられます。</p> <p>以上の事から当社は、同じ評価内容で監督職員と検査職員との評価に大きな差異が生じている事に疑義を感じ、再苦情申立ての申請をさせて頂きました。</p>	



平成27年5月1日

様

四日市市長 田中 俊行

再苦情申立てに対する回答書

平成27年3月16日付けで受け付けた下記工事の再苦情申立書については、以下のとおり回答します。

公告番号・入札(開札)日時等	公告番号 (No. ) 又は入札 (開札) 日時：平成 年 月 日 [午前 時 分執行]
工 事 名	
工 事 場 所	四日市市 地内
<p>&lt;回答内容&gt;</p> <p>上記工事の考査評定については、当初の評定どおりとします。</p> <p>&lt;理 由&gt;</p> <p>申立者の主張は、工事成績評定について、監督職員と検査職員の評定点が、同じ評価内容で大きな差異が生じていることに疑義があるとのことですが、監督職員と検査職員はそれぞれの立場で独立して評定を行っています。</p> <p>施工中の状況をふまえた監督職員と、出来上がり書類で判断する検査職員は、それぞれの立場で評定にあたっての主眼を置く点が異なっています。</p> <p>また、本工事については7つの着眼点で1ランクずつの差異がありますが、各項目の重要度の配点が違い、同じ評価とすべき内容を別の着眼点で評価している内容もあり、結果として評定点に差が出ています。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>工事成績評定について疑義が生じ、苦情がなされたことについては、深く受け止め、評定の各項目について、より分かり易いものとなるよう努めます。</p> <p>なお、今回の再苦情申立てにつきましては、四日市市入札監視委員会の意見を尊重したうえで回答させていただくものです。</p>	